

大津市ガス特定運営事業等

特定事業の選定

平成30年3月26日

大津市企業局

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定により、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に基づき行う都市ガス事業（以下「都市ガス事業」という。）のうち、ガス小売事業に係る都市ガスの調達、販売、需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）等（以下「本事業」という。）につき、特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果を公表する。

平成 30 年 3 月 26 日

大津市公営企業管理者 山極 正勝

1 事業概要

(1) 事業の名称

大津市ガス特定運営事業等

(2) 公共施設等の管理者の名称

大津市公営企業管理者 山極 正勝

(3) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、運営権者（PFI法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）が本市から運営権（同法第2条第7項の公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）以降に本市が所有し管理するガス事業施設（本市において、現に都市ガス事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体（以下「運営権設定対象施設」という。）である。

(4) 事業方式

本事業は、PFI法第16条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。

(5) 事業の範囲

本事業及び本事業に付随する事業（以下「本事業等」という。）の範囲は、以下のア及びイに掲げるものとする。

ア 義務事業

義務事業とは、本事業等において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

(ア) 特定事業

① ガス小売事業に関する業務（以下「小売業務」という。）

- ・都市ガスの調達
- ・小売料金の設定
- ・都市ガスの販売・営業
- ・小売事業者に係る需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）
- ・料金収納・窓口業務

(イ) 附帯業務

① 一般ガス導管事業に関する業務（以下「導管業務¹」という。）

- ・緊急保安、緊急修繕

¹ 本市が一般ガス導管事業者として行う一般ガス導管事業に関する業務の内、本市が、運営権者に対し、実施契約に基づき、義務事業の一部として行わせる業務をいう。

- ・ガス供給設備の点検等
- ・需要家保安業務（内管検査等）
- ② 液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）事業に関する業務（以下「L P ガス業務」という。）
 - ・緊急保安、L P ガス供給設備の緊急修繕
 - ・需要家保安業務
- ③ 水道事業に関する業務（維持管理）（以下「水道業務」という。）
 - ・漏水等緊急対応、緊急修繕
 - ・水道施設の点検等

イ 任意事業

任意事業とは、運営権者が、本事業等の円滑な実施及び運営権設定対象施設の機能を阻害せず、かつ、関係法令等を遵守する限り、自らの責任及び費用負担の下において行うことができる事業（風俗営業その他これに類する事業及び反社会的行為に関わる営業その他これに類する公序良俗に反する事業を除く。）のことをいう。

(6) 事業期間

本事業の期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日から、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度末の日までとする。

現時点において、平成31年4月1日から事業を開始し、平成51年3月31日までの20年間を予定している。

(7) 本事業における利用料金等

運営権者は利用料金として、自らの判断で、自らがガス小売事業者として販売する都市ガスに係る料金を収受し、その収入とすることができる。

(8) 事業の費用負担

運営権者は、下記により本事業等の実施に要する費用を負担する。

ア 義務事業

(ア) 特定事業

a 小売業務

運営権者は、運営権者の行う小売業務に係る費用の全てを負担する。

(イ) 附帯業務

a 導管業務

本市は、運営権者に対し、運営権者の行う導管業務につき、実施契約に基づく費用を支払う。

b L P ガス業務

本市は、運営権者に対し、運営権者の行うL P ガス業務につき、実施契約に基づく費用を支払う。

c 水道業務

本市は、運営権者に対し、運営権者の行う水道業務につき、実施契約に基づく費用を支払う。

イ 任意事業

運営権者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2 PFI事業として実施することの定量的評価

(1) 評価方法

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン及びVFMに関するガイドラインの考え方を踏まえ、本市が自らガス事業を実施した場合における事業期間中の収支総額を現在価値に割り戻したものと、PFI事業として運営権者が実施した場合における本市の事業期間中の収支総額を現在価値に割り戻したものを比較することにより、本事業等が効率的かつ効果的に実施できるか評価を行うものとする。

(2) 前提条件

次のとおり、前提条件を設定し、評価するものとする。

区分		本市が自ら実施した場合	PFI事業として実施した場合		
			本市	運営権者	算出根拠
特定事業 (小売業務)	算定対象にかかる収入	ガス料金	運営権対価	ガス料金	ガス料金は、近年のスイッチング動向を踏まえて設定
	算定対象とする支出	人件費 委託作業費 原料費 等	人件費（モニタリングにかかるものに限る）	人件費 委託作業費 原料費 運営権対価 等	過去の実績を基に設定
附帯業務	算定対象にかかる収入	託送料金 LP ガス料金	託送料金 LP ガス料金	1(8)(イ) a 及び b に示す本市が支払う費用	最新の長期収支見通しを踏まえて設定
	算定対象とする支出	人件費 委託作業費 等	人件費 委託費 1(8)(イ) a 及び b に示す本市が支払う費用	人件費 委託作業費 等	最新の長期収支見通しを踏まえて設定
その他	算定対象にかかる収入	—	株式譲渡対価（民間に譲渡する75%） 事業期間終了時の株式価値の25%	—	株式の25%を本市が保有すると設定※
	算定対象とする支出	—	出資金の100%	—	

※本事業では、本市と民間事業者が出資する官民共同出資会社に公共施設等運営権を設定する。なお、官民共同出資会社については、本市が当初100%出資を行い、その株式の75%を民間に譲渡する。

(3) 評価結果

(1) 評価方法及び(2)前提条件に基づき算出した結果、本市が自らガス事業を実施した場合とPFI事業として実施した場合の収支差引を比較すると、約37億円のVFMが見込まれることから、効率的かつ効果的に実施することが可能であると確認された。

なお、パブリック・セクター・コンパレーター（PSC、Public Sector Comparator）及びPFI事業のライフサイクル・コスト（PFI-LCC、Life Cycle Cost）並びに特定事業のみのVFMについては、事業者選定等において正当な競争性が阻害されるおそれがあるため、公表しないこととする。

3 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業等をPFI事業により実施した場合、上記の定量的効果に加え、以下の定性的な効果を期待することができる。

(1) ガス小売全面自由化への対応

ガスの小売全面自由化という市場環境の激変に対し、事業展開・料金等に関し公営事業者特有の事業展開における制約がなく、他のガス小売事業者に、サービス・料金の面で十分に対抗することが期待できる。

(2) 安全・安心なガス事業の継続性の確保

専門技術職員（企業局独自採用職員）がこれまで培ってきたガスの技術に関する技能の継承が期待され、安全・安心なガス事業の根幹をなす緊急保安体制の構築が可能になると期待できる。

(3) 良質なサービスの提供

PFI事業として、本市のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、本事業の安定的な継続及び運営権者の創意工夫による低廉で良質なサービスの提供が期待できる。

4 総合的評価

本事業を、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、本市が自らガス事業を実施した場合とPFI事業として実施した場合を比較すると、VFMが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。